

7. 公営企業職員の状況 (11ページから続く)

下水道事業

職員給与費 決算

区分	総費用 A	純損益 または 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総支出に占 める職員給与費比率
26年度	26億3,845万 5千円	2億6,878万 6千円	4,050万1千円	1.5%	2.6%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費2,597万3千円を含まない

区分	職員数 A	給与費			1人当たりの 給与費B/A
		給料	職員手当	期末勤勉手当	
26年度	10人	4,219万 9千円	795万 8千円	1,631万 7千円	6,647万 4千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない
2 職員数は、平成27年3月31日現在の数

II 勤務時間、その他の条件

(1) 勤務時間

勤務時間	午前8時30分から午後5時まで、1日7時間45分	週休日	土曜日、日曜日
------	--------------------------	-----	---------

(注) 職場などで、上記と異なる場合あり

(2) その他の勤務条件 (平成27年4月1日現在)

①休暇

種類	事由	取得期間	給料支給
年次有給休暇	1年ごとの休暇	年20日	
病気休暇	負傷や疾病で療養する必要がある場合	結核性疾患の場合 1年 その他の疾患の場合 90日	
特別休暇 (主なもの)	分娩休暇	産前8週間(多胎妊娠は14週間)、産後8週間	有給
	出産補助休暇	2日の範囲内	
	結婚休暇	7日の範囲内	
	子(中学就学前)の看護休暇	5日の範囲内(対象者が2人以上=10日)	
	ボランティア休暇	5日の範囲内	
	配偶者	7日	
	父母 (血族=7日、姻族=3日)		
	祖父母、兄弟姉妹 (血族=3日、姻族=1日)		
	孫など	1日	
	短期介護休暇	5日の範囲内(対象者が2人以上=10日)	
介護休暇	配偶者や一定の範囲内の親族を介護する必要が生じた場合	連続する6カ月間の期間内で必要と認められる期間	無給

②育児休業制度

種類	事由	取得期間	給料支給
育児休業	3歳に満たない子を養育する職員が、休業することができる制度	産後休暇終了日の翌日から子が3歳に達するまでのうち、職員の請求に基づく期間	
育児短時間勤務	小学校就学始期に達するまでの子を養育する職員が、休業や短時間勤務することができる制度	条例で定める勤務形態のいずれかの範囲 例) 1日の勤務時間が2分の1、週3日勤務など	無給
部分休業		1日を通じて2時間を超えない範囲内	

V 研修と勤務成績の評定

(1) 職員の研修状況

職員の研修は、職員の公務能率の発揮と増進を目的に、任命権者が組織的・計画的に実施します。このことは、地方公務員法第39条に規定され、市では、「宗像市職員人材育成ビジョン」に基づいて研修を実施し、職員の能力開発に努めています。

平成26年度に実施された主な研修は、次のとおりです。

職場外研修	△独自研修 (新規採用職員採用時研修、初任層職員職務支援研修、新任課長・係長級職員研修、接遇研修、OJT(部下指導)研修、福祉研修、情報セキュリティ研修)
	△能力開発研修 (法制研修などの各種専門研修)
	△外部派遣研修 (福岡県市町村職員研修所など研修機関での各種専門研修、民間企業等派遣研修、海外派遣研修)

(2) 勤務成績の評定

任命権者は、公務能率の増進を目的に、職員の勤務について定期的に勤務成績の評定を実施し、その評定の結果に応じた措置を講じることとされています(地方公務員法第40条)。

市では、平成14年度から全職員を対象に人事考課制度を導入しています。その後、制度の改善を図りながら運用しています。

VII 公平委員会から業務状況の報告

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

公平委員会は、職員から勤務条件に関し、適切な行政上の措置を求める要求があつた場合は、公平委員会は必要な審査を実施し、事案を判定し、地方公共団体の機関に対し、必要な勧告をしなければなりません。

26年度実績	0件
--------	----

III 分限と懲戒処分の状況

分限処分とは、職員が一定の事由でその職責を十分に果たすことができない場合に、公務能率の維持を目的に、本人の意に反して不利益な身分上の変動をもたらす処分のことです。分限処分には、降給、休職、降任、免職の4種類があります。

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対して、任命権者がその職員の責任を追及して行う処分です。公務における規律と秩序の維持を目的として行われる不利益処分のことです、懲戒処分には、戒告、減給、停職、免職の4種類があります。

(平成26年度実績)

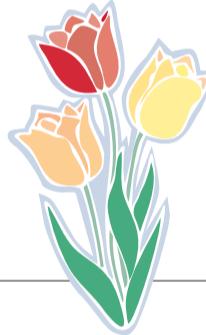
分限処分の状況		懲戒処分の状況	
内容	人数(延べ)	内容	人数(延べ)
降給	0人	戒告	0人
休職	8人	減給	0人
降任	1人	停職	1人
免職	0人	免職	0人

IV 服務の状況

地方公務員法では、服務の根本基準を「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」(地方公務員法第30条)と定めています。この根本基準の具体的規定として、「法令などや上司の職務上の命令に従う義務」「信用失墜行為の禁止」「秘密を守る義務」「職務に専念する義務」「政治的行為の制限」「争議行為などの禁止」「営利企業などの従事制限」といった服務上の義務が定められています。

営利企業などの従事許可の状況 (平成26年度実績)

区分	件数
営利企業などの役員の地位を兼ねること	0件
自ら営利を目的とする私企業を営むこと	0件
報酬を得て事業や事務に従事すること	15件



VI 福祉と利益の保護状況

職員の福利厚生制度の一環として、職員やその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、災害などに関して適切な給付を行うための、相互救済を目的とする共済制度があります。具体的には地方公務員等共済組合法に基づき、福岡県市町村職員共済組合が制度を運用し、公務外の病気やケガの治療時の保険給付や、老後の経済生活の支えとなる退職共済年金の支給などを実施しています。

また、労働安全衛生法などに基づき、職員の健康と安全を確保するために、安全衛生管理体制の整備や健康診断などを実施しています。公務中や通勤途中の災害などによって被災した場合には、地方公務員災害補償法に基づき、療養補償などをします。

(1) 健康診断の実施状況 (平成26年度実績)

区分	受診者数
職員総合健診	455人

(2) 職員の福利厚生

職員の福利厚生制度として、地方公務員法第42条の規定に基づいて、宗像市職員互助会を設置し、職員の保健、元気回復そのほか厚生に関する事項を計画的に実施しています。

職員互助会は、会員の福利厚生に関する事業の実施、相互扶助と親睦を図ることを目的に、会員の掛金と市の助成金で運営されています。

●職員互助会に対する公費負担状況 (平成27年4月1日現在)

年度	福利厚生事業に係る決算額	職員互助会への公費負担額		会員掛金総額	職員互助会会員数	会員1人当たりの公費の補助金額	公費負担率
		A	B				
25年度決算	10,150千円	2,260千円	13,899千円	464人	4,870円	13.9%	
26年度決算	10,373千円	2,481千円	14,094千円	462人	5,370円	14.9%	

(3) 公務災害などの状況 (平成26年度実績)

公務災害	通勤災害	計
------	------	---